

議案第35号

幕別町立幼稚園設置条例の一部を改正する条例

幕別町立幼稚園設置条例（昭和52年条例第41号）の一部を次のように改正する。

別表第1備考4第3号の表第3階層の項中「3,500円」を「2,000円」に改め、備考6を備考7とする。

別表第1備考5中「第2階層から第5階層」を「第3階層から第5階層」に、「幼稚園若しくは認定こども園に入所し、又は小学校に就学している満3歳から小学校3年生までの範囲内の児童（以下「施設利用児童」という。）」を「施設利用児童」に改め、備考5を備考6とし、備考4の次に次のように加える。

- 5 第2階層の世帯であって、幼稚園若しくは認定こども園に入所し、又は小学校に就学している満3歳から小学校3年生までの範囲内の児童（以下「施設利用児童」という。）が同一世帯で2人以上いる場合におけるこの表の適用については、次表の第1欄に掲げる園児に応じて、第2欄により計算して得た額を当該園児の保育料の額とする。ただし、園児の属する世帯が4に掲げる世帯の場合の第2階層及び第3階層における次表の第2欄の規定については、「保育料金表」を「4に掲げる保育料の額」に読み替えて適用するものとする。

第1欄	第2欄
ア 施設利用児童のうち、最年長の施設利用児童となる園児	保育料金表に定める額
オ 施設利用児童のうち、最年長の施設利用児童から順に2人目となる園児	0円

附 則

この条例は、公布の日から施行し、平成29年4月1日から適用する。